

他の教育機関からの複合型生産システム工学プログラム履修生に係る単位の取扱いについて

平成 18 年 4 月 1 日
教務主事裁定

他の教育機関からの複合型生産システム工学プログラム履修生（専攻科に入学した学生）が、他の教育機関において修得した単位については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 該当学生は、履修時（専攻科入学時）に単位認定願とともに次の資料を提出するものとする。
 - (1) 成績証明書
 - (2) 取得科目のシラバス
(シラバスが作成されていない場合は、教科の内容がわかる教科書、ノート等)
- 2 提出された資料について、次の基準をすべて満足した場合には、複合型生産システム工学プログラム（以下「本校教育プログラム」という。）の該当する分野の科目に充当する。
 - (1) 1 単位（短期大学の場合は 2 単位）あたり 22.5 時間以上の講義時間が確保されていること。
 - (2) 修得科目の内容が高等教育にふさわしい教育水準にあること。（この場合において、教育水準の判定がシラバスのみでは不十分な場合には、教科書、ノート等の提出を求めて判定するものとする。）
 - (3) 修得科目の内容が本校教育プログラムの内容に合致していること。
 - (4) 日本技術者教育認定機構の認定を受けていない教育プログラムで修得した科目の成績については、優良可判定の良以上であること。ただし、可の判定のものについては、試験等を行って判定する。
- 3 校長が単位を認定する場合には、教務委員会において審議しなければならない。

附 記

この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から実施し、平成 15 年度から適用する。